

ひめしゃら

ひめしゃら法律事務所ニュース
2010年11月15日号

vol.5



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676
http://www.himesyara.com

「もやい」に集まってくる人たち

杉野 湯浅さんがやられている「もやい」の活動をご紹介いただきたいのですが。

湯浅 生活が成り立たなくなつてしまったという人の生活相談をおこなっています。路上の人が5割から6割ぐらい。あとはDV被害の人とか、ネットカフェで暮らしている人とか、家はあるけれども生活が持たない人とか、8割方は単身者ですけれども、たまに家族もいます。

もう一つは、アパートに入るときの保証人の提供です。最近では債務保証会社がたくさん出てきて大分変わってきましたが、私たちが始めたときは、野宿の人はアパートに入るときに保証人問題につまずいてしまつて、どうにもならないというのが問題だったのです。生活相談と保証人提供の2本立てですね。

杉野 相談にいらつしやる方は、どうやって「もやい」の連絡先を知るので



反貧困

一人ひとりが自立できる社会のために

今回は、2008年12月に年越し派遣村の村長を務められ、現在は自立生活サポートセンター・もやい事務局次長及び内閣府参与として貧困問題に取り組まれる湯浅誠さんにお話をうかがいました。

湯浅 ネットと口コミですね。ネットが使えらる若い人たち、ワーキングプアと言われているような人たちです。

湯浅 誠さんを迎えて

けれども、彼らにはネットで見えて来たという人たちがかなりの割合でいます。路上は、もともと口コミ社会なんです。「どこに行けば弁当がもらえるとか」など



聞き手 / 杉野公彦 弁護士 大谷 直 弁護士 松縄昌幸 弁護士

「どこに行けば弁当がもらえるとか」などけれども、彼らにはネットで見えて来たという人たちがかなりの割合でいます。路上は、もともと口コミ社会なんです。「どこに行けば弁当がもらえるとか」など

メディアに載らない情報が口づけてに伝えられるのです。
杉野 1日どれぐらいの方が訪れるのですか。
湯浅 相談日で1日大体40〜50人ですね。
大谷 その人たちが、法テラスの法律相談とか法律家にまず相談を求めたのではなくて、「もやい」に相談に来られるのは、なぜでしょう。

湯浅 やっぱり敷居が高いというのがあって、うね。皆さんネクタイ締めてきつちりしているじゃないですか。私は締めたくない。「もやい」の事務所へ一度来ていた



自立とは

大谷 働いていらつしゃる方も来られるんですか。

湯浅 働いている人は1割ぐらいかなと思います。

非常に不安定な働き方という意味で、例えば床張りとか内装の大工をやっている、もう3カ月丸々仕事がないんだみたいな人も含めれば2割ぐらいかもしれません。

大谷 じゃあ、8割の方はもう仕事がない方なんですか。

湯浅 失業してしまっている。早めの相談というのがなかなかできないですね。気持ち的にもできないし、社会的にも何かやってはいけないような雰囲気があるんだと思うんです。簡単に人を頼ってはいけません、みたいなね。多くの人たちは、びっくりするほど所持金がなくなつてから来るわけです。

大谷 人に頼つてはいけない、早めに相談に行かれないという心理状態というのは。

湯浅 今、自立という誰にも頼らず1人で生きていくことみたいなイメージがあつて、人に頼るのは自立できない人といったマイナスイメージがあるので、声を出しにくいと思うんです。

もともと自立というのは、1970年代に障害者の人たちが自立生活運動というのを始めましたが、そこでは24時間介助の必要な人たちが自分たちもほかの人と同じように1人暮らしがしたい、と。



大谷 直 弁護士

もその人たちは24時間介助の必要の人たちであつて、介助の人たちを周りに募つて生活を始めるわけです。

自分の施設にいたら施設の用意する食事しかできないわけですね。でも、1人暮らしをするので自分の財布の残金と相談しながら、今晩はハンバーグを食べようかなと思える。必要なときは人の手を借りることが前提で、自分の財布と相談しながら自分の生活をコントロールできるのが自立なんだと彼らが提案した。その自立のイメージが変わつてしまつたんです。いわゆる新自由主義的に変わつてしまつたのは、90年代ごろですね。

自己責任論というのは相手を切り捨てる理屈

杉野 湯浅さんは著書のなかで自己責任論を批判しておいでになります。少し説明してください。

湯浅 自己責任というのが有名になったのは、イラクの人質事件のときに当時の小泉政権の発言ですけれども、退去勧告を出していたのにイラクにとどまつたのは自己責任なんだから、捕まつてしまつたといつても知らないよといふことに近いような発言をしたわけなんです。



松縄昌幸 弁護士

だろうといふふうに使つたのが自己責任論で、これは必ずうまくいっていない相手に対して使うわけですね。それ

が、政府がそれをいってはいけないだろうといふことが一つですね。

湯浅さんとお会いして

実際にお会いした湯浅さんはメディアを通して抱えていた闘う活動家というイメージとは少し違って物腰柔らかで気さくな方でした。私たち弁護士も例えば刑事事件、債務整理事件、家事事件、労働事件といった日々の業務の中で貧困という問題に直面することも多いのですが、湯浅さんが考える自己責任論の問題意識やNPO（特定非営利活動法人）をはじめ、多方面から実践的に貧困問題に取り組まれている活動家としての姿勢に触れ、私たち弁護士が貧困という問題に対してどのように向き合うべきか、また、弁護士という立場でできること・すべきこととは何かについて考えさせられる貴重な機会となりました。

(大谷 直)

景が変わつてしまつたと思うんです。あともう一つは、自己責任論というのは相手を切り捨てる理屈だつたんです。自己責任論って必ず相手に対して使うんです。それは、おまえの問題でしようというわけなんです。自分の力で切り開かなければだめ



杉野公彦 弁護士

メッセージは、私は関係ないということですが。本当に相手のことを考えて言っているわけじゃないんです。おれは関係ないし関わる気もないので、自分で何とかしてくれなければどうしようもないよといふふうに使つたわけですね。それは結局、おれは関係ない、社会は関係ないといふことをいっているに過ぎないので、ある種の責任放棄なんだと思うんです。だから、自己責任論といふのは非常に無責任なんです。

湯浅 誠 (ゆあさ まこと) さん

1969年東京都生まれ。

内閣府参与、自立生活サポートセンター・もやい事務局次長、反貧困ネットワーク事務局長。

東京大学大学院法学政治学専攻科博士課程単位取得退学。

1995年、大学院在学中からホームレス支援などに関わる。

2008年12月、他のNPOと協力の上「年越し派遣村」を開設。村長を務めた。『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』(岩波新書 2008年)ほか、多数の著書がある。

もやいホームページ <http://www.moyai.net/>



市場原理と結びついた自己責任論

松縄 いつ頃からそんな風に社会の雰囲気が変わっていったのでしょうか。

湯浅 90年代後半から2000年代前半にかけて、社会全体の雰囲気は変わっていったという感じがしますね。あのころから例えばスポーツの世界とかがそれまで以上に急激にクローズアップされたんですね。もちろん昔から『巨人の星』とか、いろいろスポーツの人気というのはずっとあるんです。だけど、スター選手をスターであるがゆえにすごいみたいな話というのは、あのころぐっと高まっていくんですね。新聞のスポーツ欄の紙面が2倍ぐらいに上がったと感しています。プロスポーツの世界というのは自由競争ですよ。

松縄 サッカー選手などでも高額な報酬をとる選手が増えていきますね。

—多くの人は、びっくりするほど所持金がなくなってきたから来るわけです。

湯浅 サッカーもそうだけれども、スポーツ選手が必ずいうのは、負けたら言い訳なんかはしても意味がない、勝つかどうかだというわけですね。純粋な弱肉強食社会なんです。それがわかりやすい自由競争社会の典型として、もてはやされていくようになるんですね。スタープレイヤーが幾らもらったってそれは当然だ。何億稼ごうが、それはその人がそれだけの實力を持っている以上は当然なんだというふうにして、これを切り開いていったのは、今中日の監督の落合さんですね。彼が1億円プレイヤーになるあたりのときたいうのは、たしか90年代前半ぐらいだったかな。いろいろ話がありました。そんなにもらっていいの、チームプレーでやっているんじゃないのかみたいな話なんかいろいろあったのですけれども、そこら辺はだんだん変わって行って、今はそういう抵抗感ももうないですよ。イチローが何億もらおうが、スケエー！という話にはなっても、それってどうなんだという人はいない。そういう動きと今話した自己責任論の話というのは、いろんなところでセットになっています。

弁護士に対する注文

杉野 最後にありますが、弁護士に対する率直なご注文をいただけるとありがたいのですが。

湯浅 日常生活支援の領域に弁護士がどう関わっていくかを考えていただきたい。

生活保護申請にしろ、労働トラブルのときの労基署とかハローワークとか、法的だけれども法律家じゃなくてもやれるような行政サービスの領域に、弁護士が手を出す必要があると思うんです。そのためには、民事法律扶助のお金が見つからないといけない。本人には支弁能力がないですから。弁護士増員問題と法テラスの問題、民事扶助の問題がくっついてくる。

私、司法修習生の給費制の問題も結果的にはくつつくのだと思っています。給費制の問題って、教育の貧困の問題と構造は一緒ですから、結局そういう中で生活保護申請同行とか、あるいは労働問題の相談とかを自分たちのやるべき仕事として弁護士会が位置付けていくかどうかということが、まずは分かれ道なんじゃないですか。私は、そういう行政サービスもある意味では国選弁護みたいなものになるべきだと思います。確かに、それではお金は儲からない。だけど、弁護士たるものやらなければいけない仕事だという位置付けですよ。昔は多重債務なんて弁護士の仕事じゃないと言われていて、それと同じで生活保護だ何だと、そういう領域はわざわざ弁護士がやらなくても思っている弁護士がたくさんいるわけですよ。そこをどうするのか。増員問題や給費制の問題、法テラス、民事法律扶助の問題にしても、そこがしっかり最初立たないとなかなか今後の展開が見えてこないのではという気がしています。



ピンクの日

元日本経済新聞社論説委員

藤川 忠宏

「あした、何でもいからピンクのもの
を身に付けてきてください」

法科大学院に入学して二カ月が経った頃、同じクラスの女子学生からそう言われた。ある一日、クラス全員がピンクの衣類や装身具を身に付け、連帯の意思を示すのだという。

はて、ピンクで示す連帯の意思ってなんだろ。乳がん撲滅キャンペーンのピンクリボンなら知っているが、それでもないようである。

とっておきの話

連載 4

新しい国際連帯運動の一環なのであるのか。訝りながら、持っていたピンクのカラーシャツを着ることにした。妻に話すと、「ピンクシャツだけでは淋しいわ」と言っていて、黄色と黒の蝶ネクタイを結んでくれた。出来損ないのチンドン屋のような格好に仕上がった。

翌日教室へ行くこと

ピンクの海である。目にも鮮やかなショッキングピンク、薔薇の花のようなローズピンク、しっとりとした落ち着いたダークピンクなど、さまざまな種類のピンクのカッターシャツやブラウス、セーター、チョッキ、カーデガンを身に付けた学生が座っている。なかには「丁寧にピンクの上下のトレーナーを着込んでいる者やピンクのヘアバンド、スカーフを髪に巻いた女子学生もいる。誰も軽い興奮で饒舌になっていた。人の心を浮き立たせるピンクも、これだけ揃って脅威である。そのピンクの脅威をものに受けたのが、この日唯一の授業である刑法の教授であった。教室に入るなり、学生のただならぬ服装に驚いた様子で一言、「なにやら不穏な空気が漂っております」。

苦学して司法試験に合格し学者になったという謹厳実直そのものの教授の言葉に爆笑が起きた後、何事もなかったように講義が始まり、教室はいつもの厳肅な雰囲気に戻った。

六〇歳で新聞社を定年退職し、法科大学院に進学して、六五歳でやっと新司法試験に合格した。「勉強が大変だったでしょう」。決まってそう聞かれる。確かに机に向かう時間は、毎日一二時間を超えていた。しかしそれが苦痛と感じたことはなかった。法律書や判例を読んで分からないことが段々理解できるようになる楽しさ、孫の歳に近いような学生と真剣に議論する愉快さ、人生の終わりに近い時期にこんなに自由で充実した時間が持てる喜びを噛み締めていた、というのが実感である。

おすすめの 本

11月3日刊行

日本国憲法と裁判官

「司法の危機」を体験し、良心と独立を守り続けた30人の元裁判官が、その歴史と自らの体験、そして司法の未来を語る珠玉の証言集。

宮本康昭弁護士 執筆

2940円(税込み)

日本評論社刊



理解できた。級友は、ライバルであるとともに、司法試験合格という同じ目的を目指す戦友でもある。ピンクの服装は、乳がん患者に対する連帯の意思表示でもなく、難民に対する連帯の意思表示でもなく、お互いの切磋琢磨と協力共助を誓い合う意思表示であったに違いない。ある日を決めて全員がピンクの服を着るといふ愚にも付かない遊びの中に、いまの若者たちの優しさとしなやかさを感じた。

三十数年ぶりの学生生活が余りに楽しかったので、つい長居をしてしまった。本来なら三年で法科大学院を修了し司法試験に合格すべきところ、二年も余計に掛かった。人生五〇年といわれた時代に五二歳で死んだ井原西鶴は「浮世の月見過ごしにけり末二年」という辞世の句を残している。私も「ロースクールの月」を二年間見過ごしてしまったようである。

*購読ご希望の方は事務所まで。

職場でのセクハラは、被害者にとっては精神的苦痛から出勤すること自体ができなくなり、退職せざるを得ないことが多いのです。そのため、職場を辞めてから相談にくるケースが多い中で、この件は依頼者が職場をやめずに頑張ったケースとして特筆されると思いますので紹介します。

◎ 事件の概要

依頼者は、健康商品開発会社の女性従業員2名である。彼女達の勤務する会社は、従業員数は30名程度であるが、グループとしては社員数百名を有する企業の

事務所事件から

あるセクハラ事件



弁護士 伊吹 勝美

ハラが原因で退職に至った従業員も多数いることがわかった。

会社に入社して、主に商品デザインを担当しており、既婚者で小学生のお子さんもいる。Bさんは、入社して1年程である。

Aさんが最初にセクハラ被害を受けたのは、入社1年ほど経った頃に行われた会社の宴席であった。はじめから社長の隣に座らされ、腰の辺りを執拗に触られた。2次会では社長から「愛人にならないか」「昇格させてあげる」などの言葉をかけられ、太腿等を触られ続けた。Aさんは、一連の出来事にショックを受け、拒否することも

できなかった。

Aさんは、このとき以降、会社内で社長からボディタッチをされること続いた。さらに今年初めの地方出張の際にも、執拗な身体への接触行為があり、帰りの新幹線の中では「泊まりの出張はだめなの？」等の言葉をかけられるなどした。

◎ 「セクハラのない働きやすい職場をこころ」との思い

Aさんは、Bさんと相談し、社内で簡単な聴き取り調査を行ったところ、社長から同様の被害を受けている女性従業員が複数名存在し、中には、セク

そこで、2人は、インターネットでセクハラ問題を扱っている弁護士を調べ、ひめしやら法律事務所に相談に訪れた。相談を受けた杉井静子弁護士と私(伊吹)は、Aさん、Bさんの職場を変えたいという思いに共感した。そして、2人がこのまま活動を続けると解雇されるおそれがあること、被害状況から見て、弁護士が仲に入り早急に会社側に何らかの対応をさせることが必要であると感じ、受任した。

◎ 受任後の動き

すぐに、グループ全体の会長に連絡を取り、被害の実情を話して、セクハラ問題に詳しい弁護士など第三者機関による調査を行うよう依頼した。専門家である第三者が調査に入り、被害者を保護しつつ早急に事実を確認する必要があるからである。また、AさんBさんの雇用の保障と、今後この件で2人が不利益を被らないよう申入れを行った。

会社はこれを受入れ、弁護士会の両性の平等委員会に調査弁護士の派遣を依頼した。

◎ 弁護士によるセクハラ調査の結果

会社から調査囑託を受けた調査弁護士は、早速、Aさん、Bさんから聞き取り調査を行い、男性社員にも聴取するとともに、加害者である社長からも事情聴取をしたところ、社長自身も「複数の女性社員にセクハラをした」と認めた。そして、報告書が会社に提出された。

◎ 会社の対応

この調査結果を受け、会社は、加害者である社長を社長職から退かせ、地方の子会

社に配転させる旨の人事異動を発表した。また、依頼者たちの意向を汲み、社長本人から女性社員全員に向けた謝罪の場も設けられた。

◎ 解決へ

さらに私たち弁護士はグループ会社の会長と面談し、会社の迅速かつ適切な行動に感謝の言葉を伝え、その上で、セクハラのを再発を防止するための会社の取り組みや加害者である社長からAさん、Bさんへの報復防止を依頼した。

ただ、転動になったといっても、前社長はまだ会社業務に関わっており、会議等の席でAさん、Bさんと顔を合わせる機会もあるようなので、今後も報復等がなされないよう経過を見守る必要があると思っ

◎ 感想

私たちが一番苦心したのは、依頼者が会社、加害者の社長の下で働いており、かつ今後も職場で働きたいという希望を持っていたことから、いかに依頼者に不利益を及ぼさず、本問題を解決するかであった。幸い、今回の件では、依頼者らが不利益を受けることはなかった(もちろん事実上の不利益もなかった)。

セクハラ問題は、被害者が泣き寝入りするケースがほとんどである。しかし、声を上げなければいつまでも問題は解決しない。とにかくまず相談してほしい、解決の手段はいくらでもある、と思った。

*個人、法人等を特定されないようにするため、内容を一部変えています。



所員のつづやき



Ode Yoshitomo
弁護士 大出 良知

今年は春か

ら縁起が悪く、大学の役職を引き受けざるをえないことになってしまいました。そのため、あまり事務所に顔を出せないでいます。実務との関わりでは、強制起訴権限を与えられた検察審査会や裁判員裁判の実情についての評論活動が中心になっています。あらためて、両制度が、これからのこの国の有り様にとって如何に重要か感じているところです。

悲願の自転車通

勤をようやく始めました。健康を害して依頼者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことも後押しとなりました。自転車に乗る以上、営業開始の10時に合わせて出発では、暑さで汗におぼれてしまいます。涼しい時間に事務所に来てしまおうと、早朝出勤にもなりました。早朝出勤で早期に帰宅（職務質問も受けない）、子どもとも遊べるので今のところ良いことづくめです。良い習慣なので続けたいものです。

要支援(?)ひとりぐらしの母たちと週末田舎で過ごす時間を増やそうと心がけています。

義母懸案の畑仕事も猫まし程度に参戦。どうせならと定番の野菜の他、生姜・落花生・黄色の食べるほおずき等にも挑戦し、汗を目に入れながら農を楽しんでいます。昨年までは転作に補助金で印を立てさせ、今年は米作りに補助金で頭を垂れる稲穂がその印の由。沖縄のサトウキビ農家への補助金は白糖には出て黒糖には出ず、黒糖も存続の危機とか。汗水流す人々の本当の助けとなる補助金であって欲しいものです。



Morimoto Tomoyo
事務局 森元 衆代

体育の日の連休、私の母は卒寿のお祝いをした。長女の私を含む三人の娘とその夫たち、その子たちとその子たち。つまり孫、曾孫も合わせて総勢18名に囲まれて満90歳を祝ってもらった。わが母ながらなんともうらやましい！このところ依頼者、相手方等が次々と自ら生命を絶った。戦前の家制度を美化する気はさらさらでないが、個人々がバラバラにされている現状をみると、人びととのつながり、絆を大切にする世の中にしたいたい切実に思う。



Sugii Shizuko
弁護士 杉井 静子

今年の夏は暑かったですね！ 無事

にこの厳しい夏をこえられましたか。暑いだけでなく、東京では1ヶ月も雨が降らない日がつづき、庭や畑もカラカラ。街に目立つのはサルスベリとノウゼンカズラと原爆にも耐えたというキョウチクトウ

ばかり。雑草まで枯れはじめる庭を見て雨乞いをしたい気持ちになりました。雨乞いという儀式は原始的で神懸かりのように思われるかもしれませんが、自然を神として懼れ崇めた古代人の祈りだったのでしょう。水稻が全国に広まった時代以降は権力支配のひとつになり、これが現在まで各地の習俗として残っています。人類が自然を破壊してきたことが今日の異常気象を引き起こしているとしたら、雨乞いをした古代と現代の我々ではどちらが文化的生活をしているのかと考えさせられたところですよ。



Sugii Genichi
弁護士 杉井 厳一



Sugino Kimihiko
弁護士 杉野 公彦



Otani Naoshi
弁護士 大谷 直

一月に法テラスのスタッフ弁護士として養成先

であるひめしゃら法律事務所でも弁護士の第一歩を踏み出しました。一年間の養成期間も気付けばあとわずか。この間、昨年末入籍した妻とささやかな挙式も行き、充実した日々を送らせていただいております。来年からは青森県むつ市に新たに開設される法テラスむつ法律事務所へ赴任する予定で、念願だった司法過疎地域での弁護活動が叶うとあって今から張り切っております。いつまでも初心を忘れず身近で頼れる町医者のような弁護士を目指して精進してまいります。今後ともよろしくお願ひ致します。

Be Happy

政治の体制が変わり弁護士の業界（日本弁護士連合会）の体制も変わりましたが、その新体制の弁護士会が何をやろうとしているのが、気にかかることです。

たとえば司法修習生の給与廃止反対。私も修習生になって給料を貰ってほんとに助かったし、お蔭で田舎から母を呼び寄せることができたので給与の廃止をしないほうが良いとは思っていますが、それが日弁連の当面の最大の方針であるかのようというのはいちまちだと思うのです。また「弁護士の貧困」対策。そう声高にいうけど、日本の社会に充満しつつある厳しい貧困や社会的格差の増大と同列に扱うべきことではない、と思います。政治の世界でのポピュリズム（大衆迎合）がやがて蹉跌を生んだように、日弁連が内向き思考ばかりとなり、会内向け「弁護士迎合」路線で国民から厳しい批判を受けることとなることを心配します。



Miyamoto Yasuaki
弁護士 宮本 康昭

東京地方裁判所八王子支部が、立川に移転して立川支部になり、約一年半が経過しました。立川支部の周囲には、未だ法律事務所が入居できるような建物がなく、現在も、ひめしゃら法律事務所が、東京地裁立川支部に一番近い事務所のように思っています。そして、私の執務机は、当事務所で出口が一番近い場所にあります。ということは……私が東京地裁立川支部に一番近い弁護士（あくまで距離的に）ということになります。最近、立川市役所が立川支部の近くに移転してきました。地裁立川支部のある高松駅周辺も少しずつ開発が進んでいるような気がします。果たして私は、いつまでこの地位を守っていただけるでしょうか。新しいビルの建設だけでなく、事務所内の席替え（模様替え）提案にも注意しないと……。



Ibuki Katsumi
弁護士 伊吹 勝美



Kusaka Tsutomu

事務局 日下 努

早いもので、このコーナーについて原稿を書く時季がやってきました。当たり前ですが前号から一年が経ったということです。この一年で私自身は変化・成長したのか？と自問し、確実に一歳年を重ねたこと、そして山登りを始めた、ことなどが挙げられます。

民主党連立政権も一年、稲も一年、ハゼも一年。そういう意味で一年という単位の区切りはいろいろ考え深いものがありますが、皆さんはいかががお考えでしょうか？



Matsunawa Masayuki
弁護士 松縄 昌幸

本年1月に、当事務所に入所しました松縄昌幸です。早いもので、私が当事務所に入所してから、9ヶ月が経ちました。この間、民事事件、刑事事件を問わず様々な事件を担当する中で強く感じたことは、弁護士にしか出来ない、弁護士ならできることが如何に多く存在するかということです（例えば、弁護士は警察官等の立会なく、2人きりで警察署等に身柄を拘束されている人と会うことができます）。そして、その分だけ、弁護士には大きな責任があるということです。

町のお医者さんのように、皆さんに身近な弁護士として頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

from AK 安芸からの便り 弁護士 岸 敦子

法テラス安芸に赴任して8か月が過ぎました。こちらに来て実感した東京との一番大きな違いは、自動車が日常生活の足そのものだという点です。安芸を含む高知県東部は鉄道もバスも1時間に1本程度ですし、鉄道が通っていない地域も多いので、車が日常の生活・仕事に不可欠です。しかし、高齢化、過疎化が進む中では自動車を保有すること、運転することができない人も多く（生活保護受給者も原則として自動車を保有できません）、就職に不利、日常の買い物も不便、法テラス安芸に相談に来ることも負担が重い（バスで往復5000円以上かかる地域もあります）、という現実があります。そのため、病院や高齢者のご自宅などに出張相談に行く機会も多く、東京にいたころより移動距離は格段に増えました。運転技術の未熟な私は道に迷ったり、クラクションを鳴らされたりとびくびくしながらの移動ですが、合間には太平洋や四国山地の山々などを眺める機会もあり、高知の豊かな自然に気持ちを和ませてもらっています。



左から 仙頭さん、鎌田弁護士、岸弁護士、川谷さん



Ryobe Nao
事務局 両部 奈緒

今年の4月からひめしゃら法律事務所の事務局となりました両部奈緒です。3月までは大学生だった新社会人です。法律のこと、法律事務のこと、社会人のこと等知らないこととたくさん出会い、日々格闘しております。弁護士をしっかりサポートできる事務局となれるよう、努力していきたいと思っております。



お知らせ



第4回 市民法律講座 (無料)

2011年1月29日(土) PM2:00 ~ 4:00

テーマ: 「境界と近隣トラブル」

講師: 杉井厳一 弁護士



ご近所だからこそ
解決が難しい!!

境界・騒音・自転車の置き方etc.
お困りではありませんか?

終了後、無料法律相談 (要予約)

● 定例法律相談日 ●

* ご相談をご希望の方はご予約下さい。

相談日: 火曜日・木曜日・第2、4土曜日
10:00 ~ 11:00, 11:00 ~ 12:00
第2、4水曜日 19:00 ~ 20:00, 20:00 ~ 21:00

相談料: 1時間以内 5,250円 (内税)

予約電話: 042-548-8675

電話受付: 月曜日 ~ 金曜日 (祝日除) 9:30 ~ 18:00



編集後記

* 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) が名古屋で開かれました。ミズナラ・クヌギなどドングリが不作で熊が市街地の柿の木に登ったとのニュース。一方で松茸は未曾有の豊作とか。異常気象—記録的な猛暑・豪雨も抗い難い自然の驚異? 環境問題もアンガージュマン。

* エクスターンシップで以前事務所にいらしていたお二人から司法試験に合格したとの嬉しい知らせが届きました。人権を尊ぶ、弱者・正義の味方の法曹!

* 事務局の片桐由輝さんが9月20日労働組合の書記に転進(退所)しました。ご活躍を!!

* ともあれ、漸く、なんとか、ニュースvol.5をお届けできほっとしています。お読みいただければ幸いです。(森)

ひめしゃら法律事務所での修習を終えて

新第63期司法修習生

麻生由里亜



5月30日から7月29日までの約2ヶ月間、ひめしゃら法律事務所において司法修習生として研修をさせていただきました。研修では、法律相談や裁判などの傍聴をさせていただきました。毎日がとても新鮮で、2ヶ月があっという間に感じました。2ヶ月間の修習を経て、ひめしゃら法律事務所について感じたことは、その名前の印象通りとても温かい事務所ということです。事務所の先生方や事務局の方々が、来所された方にとても親身になって相談にのっている姿を傍で見てそう

感じました。また、事務所では地元の方々に向けて法律講座を開いたり、相談日などを設けるなど、気軽に法律相談をすることができるよう配慮していました。こうした事務所の雰囲気は毎日触れることができ、私自身もとてもリラックスして修習をすることができました。ひめしゃら法律事務所での修習から得た貴重な体験を、今後自分が弁護士として活動する際に活かせることができるよう、私自身も日々精進していきます。このように素晴らしい環境のもとで学ばせてくださったことに感謝しております。



当事務所には、駐車場がありません。
最寄りの駐車場はタイムズ高松駅前になります。
(30分100円 24時間まで900円)

ひめしゃら法律事務所

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1
アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675
FAX. 042-548-8676
受付時間 9:30~18:00 月~金(祝日除)

詳しくはホームページで!

ひめしゃら法律事務所

アクセス

- モノレール高松駅 裁判所側出口から徒歩1分
- 立川駅北口から徒歩15分